

ごみの焼却・野焼き・不法投棄は犯罪です！

～ポイ捨ても不法投棄です。～

ごみを焼いたり、野焼きを行うこと、不法投棄は法律で禁止されています。近隣のかたにも迷惑がかかりますので絶対にやめましょう。

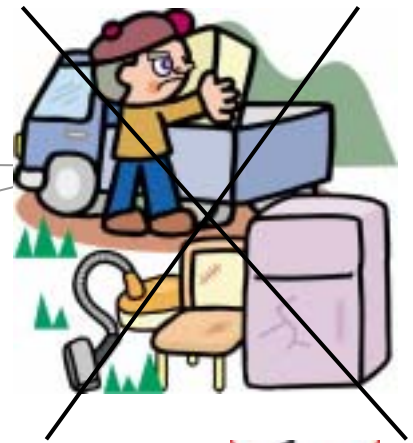
犬のふんの不始末や、たばこのポイ捨てに関する相談も多く入っていますが、これらも不法投棄のひとつです。絶対にやめましょう。

また、ごみステーションは町内会等で管理しています。

決められた場所以外のごみステーションにごみを入れることは近所のかたに多大な迷惑をかけることとなりますので、絶対にやめましょう。

違反した場合は

ごみの焼却・野焼き・不法投棄は
5年以下の懲役又は1千万円以下
(法人は1億円以下)の罰金！



ごみの焼却・野焼き・不法投棄
を発見した場合は、
芦別警察所(☎22-0110)
または市へ！



ごみ(廃棄物)の焼却の例外

ごみ(廃棄物)の焼却には一部例外があります。

平成14年12月1日から適用されている処理基準を満たしている焼却施設で焼却する場合。

家畜伝染病予防法など他法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却。

震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却。

風俗慣習上又は宗教上の行事を営むために必要な廃棄物の焼却

農業、林業又は漁業を営むために必要な廃棄物の焼却

生活環境保全のため、廃ビニール・廃タイヤの焼却は認められません。

これらの焼却を行う場合は、市及び市消防署への届出が必要になります。

キャンプ
ファイヤーにも
届出が必要です。

